

土管第54号
平成27年1月20日

各発注機関の長様

土木管理課長

建設業法に基づく技術検定合格者の確認について（通知）

のことについて、別紙のとおり国土交通省大臣官房技術調査課長から通知がありましたので、その写しを送付します。

この通知の趣旨に鑑み、本通知日以降に入札参加資格確認申請書（随意契約の場合においては、現場代理人等通知書とする。）が提出された建設工事に係る技術者の保有資格の確認については、技術検定（建設業法第27条第1項に規定する技術検定をいう。）の合格後、合格証明書を受領するまでの期間は、指定試験機関が通知する合格通知書により確認を行っても差し支えないこととしますので、適切な対応をお願いします。

なお、合格通知書は、合格証明書発行までの暫定的な確認手段として用いることとし、合格証明書受領にあたって十分な期間（合格通知書の交付日より半年程度）が経過した後においては、合格証明書による確認を原則としますので留意してください。

担当：土木管理課 建設業グループ
(内線3332)
電話：0776-20-0470



国官技第208の2号
平成27年 1月 8日

福井県 土木部長 殿

国土交通省 大臣官房技術調査課長



建設業法に基づく技術検定合格者の確認について

これまで、建設業法第27条第1項に規定する技術検定に合格した者の確認については、同条第3項に規定する国土交通大臣が交付する合格証明書をもって確認してきたところです。

今般、試験制度運用の適正化を図る観点から、平成27年度試験より技術検定の受検に必要な実務経験年数の計算基準日が変更されることを踏まえ、技術検定の合格後、合格証明書の受領までの期間は、技術検定に合格した者の確認については、指定試験機関が通知する合格通知書の確認で足りるものとし、別紙のとおり各地方整備局等に周知したところです。

つきましては、貴殿においても、発注関係事務の執行にあたって、同様に取り扱いいただくようご協力願います。また、貴管下地方支分局や市区町村の発注部局へも周知いただくようお願ひいたします。

なお、合格通知書は、合格証明書発行までの暫定的な確認手段として用いることとし、合格証明書受領にあたって十分な期間（例えば、合格通知書の交付日より半年程度）が経過した後においては、合格証明書で合格の確認を行うことを原則としていますので留意願います。

別 紙

国 官 技 第 2 0 8 号

国 営 計 第 8 4 号

平成 2 7 年 1 月 8 日

北海道開発局	事業振興部長	殿
北海道開発局	営繕部長	殿
各地方整備局	企画部長	殿
各地方整備局	営繕部長	殿

大臣官房

技術調査課長

官庁営繕部計画課長

(公印省略)

建設業法に基づく技術検定合格者の確認について

これまで、建設業法第 2 7 条第 1 項に規定する技術検定に合格した者の確認については、同条第 3 項に規定する国土交通大臣が交付する合格証明書をもって確認してきたところです。

今般、試験制度運用の適正化を図る観点から、平成 2 7 年度試験より技術検定の受検に必要な実務経験年数の計算基準日が変更されることを踏まえ、技術検定の合格後、合格証明書の受領までの期間は、技術検定に合格した者の確認については、指定試験機関が通知する合格通知書の確認で足りるものとするので、発注関係事務の執行にあたっては、遺漏なきよう対応願います。

なお、合格通知書は、合格証明書発行までの暫定的な確認手段として用いることとし、合格証明書受領にあたって十分な期間（例えば、合格通知書の交付日より半年程度）が経過した後においては、合格証明書で合格の確認を行うことを原則としていますので留意願います。